## 2-7 公害防止に関する税制上の措置

(令和4年4月1日現在)

区分	項目	対 象 施 設 等	税制上の措置内容	根拠法令
固定資産税	課税標準の特例	公共の危害防止のため設置されたもの(ただし既存の当該施設又は設備に代えて設置する一定のものを除く。)のうち、 (1) 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設(瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の2又は湖沼水質保全特別措置法第14条の規定により当該指定地域特定施設とみなされる施設を含む。)を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設で一定のもの(電気供給業を行う法人が電気供給業の用に供するものを除く。) (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設で一定のもの (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定する産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定する産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設以下(5)において「産業廃棄物処理施設」という。)で一定のもののうち、 ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の理施設で一定のもの ② ①に掲げる産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設で一定のもの ② ①に掲げる産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設(5) 下水道法第12条第1項又は第12条の11第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置した同法第12条第1項に規定する除害施設で一定のもの	令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得されたものについて、その課税標準をそれぞれ次の割合を乗じて得た額に軽減する。 (1) $\frac{1}{2}$ を参酌して $\frac{1}{3}$ 以上 $\frac{2}{3}$ 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(地方税法第389条の適用を受ける場合は $\frac{1}{2}$ ) (2) $\frac{1}{2}$ (3) $\frac{2}{3}$ (4) ① $\frac{1}{2}$ ② $\frac{1}{3}$ (5) $\frac{4}{5}$ を参酌して $\frac{7}{10}$ 以上 $\frac{9}{10}$ 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(地方税法第389条の適用を受ける場合は $\frac{4}{5}$ )	地方税法附則第 15条第2項

区分	項目	対 象 施 設 等	税制上の措置内容	根拠法令
特別 土 地 保 有 税	非課稅	1 次に掲げる施設で公共の危害防止のために設置されるものの用に供する土地 (1) 鉱山保安法第8条第1号の粉じん、鉱さい、坑水、廃水及び鉱煙の処理施設 (2) 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設若しくは同条第3項に規定する指定地域特定施設(瀬戸内海環境保全特別措置法第14条の規定により当該指定地域特定施設とみなされる施設を含む。)を設置する工場等の汚み者しくは廃液の処理施設で一定のもの (3) 下水道法第12条第1項若しくは第12条の11第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で一定のもの (4) 水質汚濁防止法第2条第1項若しくは第12条の11第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で一定のもの (4) 水質汚濁防止法第2条第1項若しくは第12条の11第1項に規定するための施設で一定のもの (5) 大気汚染防止法第2条第2項に規定する情定物質排出施設から発生するはい煙の処理施設及び同条第9項に規定する一般粉じん発生施設から発生する粉じんの処理施設で一定のもの (6) 大気汚染防止法附則第9項に規定する指定物質排出施設から発生する活をで一定のものの (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般解薬物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する企業廃棄物処理施設で一定のもの (8) 悪臭防止法第2条第1項に規定する特定施設を含む。)において発生する騒音を防止するための施設で一定のもの (10) 瀬沼水質保全特別措置法第3条第2項的指定地域内に設置される同様の施設を含む。)において発生する騒音を防止するための施設で一定のものから生する汚水の処理施設で一定のものの(10) 湖沼水質保全特別措置法第3条第2項の指定地域内に設置される同途第15条第1項に規定する水道水源特定主薬場の別地を設定で一定のものの113対線が発生し、又は排出されるダイオキシン類の処理施設で一定のもの12)ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシン類の処理施設で一定のもの12)ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項に規定する特定施設の発生し、又は排出されるダイオキシン類の処理施設で一定のもの131 生薬の物定により変表的が出ている法律第2条第2項に規定する際素物の処理及び清掃に関する法律第15条の6第1項に規定する廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の6第1項に規定する廃棄物の処理とび清掃に関する法律第15条の6第1項の規定による廃棄物の規定により定表された準則のに関于る第1項の規定により発表の1項に規定する市町村準則の方も環境施設に係る工場に対定に対る影路条条第1項の届出をした者が同法第4条第1項の規定により定めたた同項に規定する市町村準則の方も環境施設に係る工場に規定する準定により定められた同項に規定する市町村準則の方も環境施設に係る第1項の規定により定めらに関する事業の用に供する土地で一定のもの4 工場立地法第6条第1項の届出をした者が同法第1条第3条第1項の規定による第31項の届出をした者が同法第4条第1項の規定により定めを1項の届出をした。1年に規定する特定が対域が対域が対域が対域が対域が対域が対域が対域が対域が対域が対域が対域が対域が	非課税	地方税法第 586 条第 2 項

区分	項目	対 象 施 設 等	税制上の措置内容	根拠法令
	非 課 税	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定による許可若しくは同法第9条の8第1項の規定による認定を受けて、又は同法第7条第1項ただし書若しくは同条第6項ただし書の規定により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	非課税	地方税法第701条 の34第3項第8 号
事 業 所 税	課税標準例	(1) 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設(瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の2の規定により当該指定地域特定施設とみなされる施設を含む。)を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設で一定のもの(専ら当該施設の用に供する事業所用家屋内に設置されるものに限る。以下同じ。) (2) 下水道法第12条第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で一定のもの(3) 大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第5項に規定する揮発性有機化合物排出施設から排出される同条第4項に規定する揮発性有機化合物排出施設から排出される同条第4項に規定する揮発性有機化合物の排出の抑制に資する施設((4)に掲げる施設を除く。)で一定のもの(4) 大気汚染防止法附則第9項に規定する指定物質が排出を除ら非出され、又は飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で一定のもの(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設で一定のもの(地方税法施行令第56条の53の2第2項第1号に掲げるものを除く。)(6) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設(地方税法施行令第56条の53の2第2項第4号に掲げるものを除く。)(7) ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシン類の処理施設で一定のもの	資産割について課税標準を 1 4 に軽減する	地方税法第 701 条 の 41 第 1 項の表 の第 3 号
		(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項若しくは 第 6 項若しくは第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項の規定によ る許可又は同法第 15 条の 4 の 2 第 1 項の規定による認定を受 けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する 施設のうち事務所以外の施設 (2) 広域臨海環境整備センター法第 19 条に規定する業務として 行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設 のうち事務所以外の施設 (3) 浄化槽法第 35 条第 1 項の規定による許可を受けて行う浄化 槽の清掃の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設 (4) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 20 条第 1 項 の規定による許可を受けて行う廃油処理事業の用に供する施設 のうち事務所以外の施設	資産割について課税標準を $\frac{1}{4}$ に、従業者割について課税標準を $\frac{1}{2}$ に軽減する。	地方税法第 701 条の 41 第1項 の表の第4号

区分	項目	対 象 施 設 等	税制上の措置内容	根拠法令
É		電気自動車(燃料電池車含む)の取得	令和5年4月1日~令和5年12月31日までに取得した場合は、新車・中古車問わずに非課税とする。	
(環境性能割)  自動車税・軽自動車税	税率の特例	天然ガス自動車の取得	令和5年4月1日~令和5年12月31日までに取得した排出ガス基準が下記のものは、新車・中古車問わずに非課税とする。  ①平成30年排出ガス基準適合(3.5t以下の自動車) ②平成21年排出ガス基準かつNOx10%低減(※1)	地方税法 第 149 条第 1 項 第 446 条第 1 項
税		プラグインハイブリッド自動車の取得	令和5年4月1日~令和5年12月31日までに取得した登録自動車は、新車・中古車問わずに非課税とする。	

%1 型式で判定できない場合は、車検証の燃料の種類欄に「CNG」と記載され、また、備考欄に「低排出ガス車 (21 年基準 NOx10%低減)」と記載される。

区分	項目	対 象 施 設 等	税制上の措置内容	根拠法令
		ガソリン自動車の取得	○乗用車	
			令和5年4月1日~令和5年12月31日までに取得した場	
			合は、新車・中古車問わずに非課税又は次に掲げる区分に応	
			じた税率とする。	
			排出ガス基準が「平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成」	
			または「平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成」で、燃費	
			基準が下記のもの	
自			① 「R12 年度燃費基準 85%達成車(R2 年度燃費基準	
動			123%達成車 (※ 2)、H22 年度燃費基準 84%向上達成	
重			車 (※3)) かつ R2 年度燃費基準達成車 (H22 年度燃費	
			基準 50%向上達成車(※3))」…非課税	
税			② 「R12 年度燃費基準 75%達成車(R2 年度燃費基準	地方税法
			109%達成車 (※ 2)、H22 年度燃費基準 62%向上達成	第 149 条第 1 項
軽			車 (※3)) かつ R2 年度燃費基準達成車 (H22 年度燃費	第 157 条第 1 項
自自			基準 50%向上達成車 (※ 3))」	第 157 条第 2 項
			③ 営業用自動車及び軽自動車…非課税	第 157 条第 3 項
動			④ 自家用自動車…1.0%	第 446 条第 1 項
車	税率の特例		⑤ 「R12 年度燃費基準 65%達成車かつ R2 年度燃費基準	第 451 条第 1 項
税			達成車(H22年度燃費基準50%向上達成車(※3))」	第 451 条第 2 項
"			営業用自動車及び営業用軽自動車…0.5%	第 451 条第 3 項
_			自家用自動車…2.0%	地方税法附則
環			自家用軽自動車…1.0%	
境			⑥ 「R12 年度燃費基準 60%達成車かつ R2 年度燃費基準	第 12 条の 2 の
性			達成車(H22年度燃費基準50%向上達成車(※3))」	12
			営業用自動車…1.0%	
能			営業用軽自動車…0.5%	
割			自家用自動車…2.0%	
_			自家用軽自動車…1.0%	
			⑦ 「R12 年度燃費基準 55%達成車(R2 年度燃費基準 80%	
			達成車(※2)、H22 年度燃費基準 19%向上達成車	
			(※3))」	
			営業用自動車…2.0%	
			営業用軽自動車…1.0%	
			自家用自動車…3.0%	
			自家用軽自動車…2.0%	

- ※2 「令和2年度燃費基準」については、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、令和2年度基準エネルギー消費効率 等算定自動車の場合に限り適用。
- ※3 「平成 22 年度燃費基準」については、令和 12 年度基準エネルギー消費効率、令和 2年度基準エネルギー消費効率及び平成 27 年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、平成 22 年度基準エネルギー消費効率算定自動車の場合に限り適用。

区分	項目	対 象 施 設 等	税制上の措置内容	根拠法令
		ガソリン自動車の取得	令和5年4月1日~令和5年12月31日までに取得した場合は、新車・中古車問わずに非課税又は次に掲げる区分に応	
			じた税率とする。	
			排出ガス基準が「平成30年排出ガス基準50%低減達成」	
			または「平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成」で、燃費	
			基準が下記のもの	
			○車両総重量 2.5t 以下のバス	
			① 「R2 年度燃費基準 5%向上達成車(H22 年度燃費基準 57%向上達成車(※3))」…非課税	
自			② 「R2 年度燃費基準達成車 (H22 年度燃費基準 50%向上	
æ.			達成車(※3))	
動			営業用自動車…0.5%	
車			自家用自動車…1.0%	
44			③ 「H27 年度燃費基準 15%向上達成車(H22 年度燃費基	
税			準 44%向上達成車 (※ 3 ))」	
			営業用自動車…1.0%	
•			自家用自動車…2.0%	
			<ul><li>○車両総重量 2.5t 以下のトラック</li><li>① 「H27 年度燃費基準 25%向上達成車(H22 年度燃費基</li></ul>	
軽			進 57%向上達成車 (※3))」…非課税	
自			② 「H27 年度燃費基準 20%向上達成車(H22 年度燃費基	地方税法
н			進 50%向上達成車 (※ 3 ))	第 149 条第 1 項
動			営業用自動車及び営業用軽自動車…0.5%	第 157 条第 1 項
			自家用自動車及び自家用軽自動車…1.0%	第 157 条第 2 項
車	税率の特例		③ 「H27 年度燃費基準 15%向上達成車(H22 年度燃費基	第 157 条第 3 項
			準 44%向上達成車 (※ 3 ))」	第 446 条第 1 項
税			営業用自動車及び営業用軽自動車…1.0%	第 451 条第 1 項
			自家用自動車及び自家用軽自動車…2.0%	第 451 条第 2 項
			<ul><li>○車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下のバス・トラック</li><li>① 「H27 年度燃費基準 15%向上達成車」…非課税</li></ul>	第 451 条第 3 項
環			②「H27 年度燃費基準10%向上達成車」	
			営業用自動車…0.5%	
境			自家用自動車…1.0%	
			③ 「H27 年度燃費基準 5%向上達成車」	
性			営業用自動車…1.0%	
能			自家用自動車…2.0%	
阳区			III (1 18 . 44.945.38 F. T. D 44.111 (1 1.38 . 44.945 . 0 / 64.3.5.34 D.	
割			排出ガス基準が「平成30年排出ガス基準25%低減達成」 または「平成17年排出ガス基準50%低減達成」で、燃費	
$\overline{}$			基準が下記のもの	
			○車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下のバス・トラック	
			<ul><li>① 「R2 年度燃費基準達成車」…非課税 (バスに限る)</li><li>② 「H27 年度燃費基準 20%向上達成車」…非課税 (トラ</li></ul>	
			ックに限る)	
			③「H27 年度燃費基準 15%向上達成車」	
			営業用自動車…0.5%	
			自家用自動車…1.0%	
			④ 「H27 年度燃費基準 10%向上達成車」	
			営業用自動車…1.0%	
			自家用自動車…2.0%	

※3 「平成 22 年度燃費基準」については、令和 12 年度基準エネルギー消費効率、令和 2年度基準エネルギー消費効率及び平成 27 年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、平成 22 年度基準エネルギー消費効率算定自動車の場合に限り適用。

		石油ガス自動車 (LPG) の取得 ※石油ガス自動車については、登録自動車のみ対象となり	○乗用車	
自		st.	令和5年4月1日~令和5年12月31日までに取得した登録自動車は、新車・中古車問わずに非課税又は次に掲げる区分に応じた税率とする。 排出ガス基準が「平成30年排出ガス基準50%低減達成」	
動			または「平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成」で、燃費	
車			基準が下記のもの	
税			① 「R12 年度燃費基準 85%達成車 (R2 年度燃費基準	
175			123%達成車(※2)、H22年度燃費基準84%向上達成車(※3))かつR2年度燃費基準達成車(H22年	
			度燃費基準50%向上達成車(※3))」…非課税	
軽			② 「R12 年度燃費基準 75%達成車 (R2 年度燃費基準	地方税法
自			109%達成車 (※ 2 )、H22 年度燃費基準 62%向上達	第 149 条第 1 項
動			成車 (※3)) かつ R2 年度燃費基準達成車 (H22 年	第 157 条第 1 項
車	税率の特例		度燃費基準50%向上達成車(※3))」	第 157 条第 2 項
税			営業用自動車…非課税 自家用自動車…1.0%	第157条第3項地方税法附則
			3 「R12 年度燃費基準 65%達成車かつ R2 年度燃費基準	第12条の2の
環			達成車(H22年度燃費基準50%向上達成車(※3))」	12
"			営業用自動車…0.5%	
境			自家用自動車…2.0%	
性			④ 「R12 年度燃費基準 60%達成車かつ R2 年度燃費基準	
能			達成車(H22年度燃費基準50%向上達成車(※3))」	
割			営業用自動車…1.0% 自家用自動車…2.0%	
			(5) 「R12 年度燃費基準 55%達成車(R2 年度燃費基準 80%	
			達成車(※2)、H22 年度燃費基準 19%向上達成車	
			(※3))」	
			営業用自動車…2.0%	
			自家用自動車…3.0%	

- ※2 「令和2年度燃費基準」については、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、令和2年度基準エネルギー消費効率 等算定自動車の場合に限り適用。
- ※3 「平成 22 年度燃費基準」については、令和 12 年度基準エネルギー消費効率、令和 2年度基準エネルギー消費効率及び平成 27 年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、平成 22 年度基準エネルギー消費効率算定自動車の場合に限り適用。

区分	項目	対 象 施 設 等	税制上の措置内容	根拠法令
		ディーゼル自動車の取得	○クリーンディーゼル乗用車 令和5年4月1日~令和5年12月31日までに取得した登録自動車のうち、排出ガス基準が「平成30年排出ガス基準適合」または「平成21年排出ガス基準適合」で、R12年度燃費基準60%以上達成車かつR2年度燃費基準達成車(H22年度燃費基準 50%向上達成車(※3))は、新車・中古車問わずに非課税とする。	
自動			○車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下のバス・トラック 令和5年4月1日~令和5年12月31日までに取得した登 録自動車は、新車・中古車問わずに非課税又は次に掲げる区 分に応じた税率とする。	
車			排出ガス基準が「平成30年排出ガス基準適合」または「平成21年排出ガス基準かつNOx・PM0%低減達成」で、燃費 基準が下記のもの	
税			金甲が下記のもの ① 「H27 年度燃費基準 15%向上達成車」…非課税 ② 「H27 年度燃費基準 10%向上達成車」 営業用自動車…0.5%	
軽			自家用自動車···1.0% ③ 「H27年度燃費基準5%向上達成車」	
自動			営業用自動車…1.0% 自家用自動車…2.0%	地方税法 第 149 条第 1 項
車	税率の特例		排出ガス基準が「平成 21 年排出ガス基準適合」で、燃費 基準が下記のもの ① 「R2 年度燃費基準達成車」…非課税 (バスに限る)	第 157 条第 1 項 第 157 条第 2 項
税			② 「H27 年度燃費基準 20%向上達成車」…非課税(トラックに限る)	第 157 条第 3 項 地方税法附則 第 12 条の 2 の
_			③ 「H27 年度燃費基準 15%向上達成車」 営業用自動車…0.5% 自家用自動車…1.0%	10
環境			④ 「H27 年度燃費基準 10%向上達成車」 営業用自動車…1.0%	
性			自家用自動車…2.0%  ○車両総重量 3.5t 超のバス・トラック	
能			令和5年4月1日~令和5年12月31日までに取得した登 録自動車は、新車・中古車問わずに非課税又は次に掲げる区	
割			分に応じた税率とする。	
			排出ガス基準が「平成 28 年排出ガス基準適合」または「平成 21 年排出ガス基準かつ NOk・PMO%低減達成」で、燃費基準が下記のもの ① 「H27 年度燃費基準 10%向上達成車」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

※3 「平成 22 年度燃費基準」については、令和 12 年度基準エネルギー消費効率、令和 2年度基準エネルギー消費効率及び平成 27 年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、平成 22 年度基準エネルギー消費効率算定自動車の場合に限り適用。

区分	項目	対 象 施 設 等	税制上の措置内容	根拠法令
自		環境負荷の大きい自動車 合和4年度に新車新規登録された自動車で一定要件を満た	新車新規登録から11年を超えるディーゼル自動車、及び 13年を超えるガソリン自動車 (LPG 自動車を含む)の税率 が概ね15%(一般乗合用以外のバス及びトラックは概ね 10%高くなります。 なお、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、 ハイブリッド自動車(ガソリン)、一般乗合用バス、被けん 引自動車は除きます。	
動		すもの	合いに応じて、それぞれの率を控除した税率とする。	
車			<ul><li>① 電気自動車・一定の排出ガス基準を満たす天然ガス 自動車・プラグインハイブリッド自動車</li></ul>	
税			<ul><li>・・・税率を概ね75%軽減</li><li>② 営業用自動車のうち、ガソリン自動車または石油ガ</li></ul>	地方税法附則
^	税率の特例		ス自動車(「平成30年排出ガス基準50%低減達成」または「平成17年排出ガス基準75%低減達成」)、クリ	第12条の3
種			ーンディーゼル自動車(「平成30年排出ガス基準適合 車」または「平成21年排出ガス基準適合車」)のいず	
別			れかで、令和 12 年度燃費基準 90%達成車かつ令和 2 年度燃費基準達成車	
割			…税率を概ね 75%軽減  ③ 営業用自動車のうち、ガソリン自動車または石油ガ	
)			ス自動車(「平成30年排出ガス基準50%低減達成」または「平成17年排出ガス基準75%低減達成」)、クリーンディーゼル自動車(「平成30年排出ガス基準適合車」または「平成21年排出ガス基準適合車」かいずれかで、令和12年度燃費基準70%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車・・・税率を概ね50%軽減	

- 注) 1 この表は、公害防止に関する地方税の税制上の措置内容の概要をまとめたものである。
  - 2 所得税、法人税についての措置は、住民税、事業税についても適用される。